
令和3年第3回川場村議会定例会会議録第1号

令和3年6月4日（金曜日）

議事日程 第1号

令和3年6月4日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 議席の変更
- 日程第 2 会議録署名議員の指名（1番・2番）
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第43号 川場村議会議員及び川場村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第 7 議案第44号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第45号 川場村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第46号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第48号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 川場村水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第52号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第50号 川場村農家住宅施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第51号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 報告第 1号 令和2年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第 2号 令和2年度川場村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 報告第 3号 令和2年度川場村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	津久井 俊 雄 君	2番	角 田 宣 治 君
3番	小 菅 秋 雄 君	4番	飯 塚 貞 次 君
5番	丸 山 敏 雄 君	6番	細 谷 市 衛 君
7番	星 野 孝 之 君	8番	黒 田 まり子 君
9番	新 木 敏 郎 君	10番	角 田 文 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	宮 内 実 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	角 田 圭 一 君
住 民 課 長	宮 田 重 雄 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	戸 部 正 紀 君	田園整備課長	今 井 忠 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	栗 原 達 也	書 記	田 中 玲 子
---------	---------	-----	---------

◎議長挨拶

○事務局長（栗原達也君） ただいまから、令和3年第3回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（角田文雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和3年第3回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

今期定例会は、新たな委員会構成による最初の定例会であり、村民の皆様も村議会における活発な議論をより一層に注視し、期待していただいていることと存じます。村民に開かれた議会運営に十分ご配慮をいただくとともに諸課題について活発な審議が行われますことを心からお願い申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、条例の一部改正案をはじめ、一般会計補正予算案、繰越明許費繰越計算書の報告書等、各般にわたる議案の提出が予定されておりますが、議員各位には、慎重審議、適切な議会運営に努められますことをよろしくお願ひしたいと思います。執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。よろしくお願ひします。

◎村長挨拶

○事務局長（栗原達也君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第3回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、角田議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、5月16日からまん延防止等重点措置が群馬県内の10の自治体に適用されました。実施期間は6月13日までの29日間で、営業時間の短縮や不要不急の外出、イベントの自粛などが要請されております。

そのような中でありますが、川場村では、高齢者へのワクチン接種が5月30日から始まりました。当日は、混乱もなく、笑顔で接種を受ける村民の方々を目にし、それまでの不安が解消されました。

ワクチンの接種については、予約システムの不具合や電話をかけてもつながらないなど、実施前から混乱を来しているという報道を目にしました。利根沼田管内でも同様の苦情が殺到していることを各首長から伺っております。

川場村では、高齢者の負担軽減や村民皆様に安心して接種を受けていただけるよう日時を指定し、接種会場まで来られない方は送迎するなど、混乱を避け、住民に寄り添った接種方法を採用いたしました。このことについて、数多くの村民皆様、そして村外の方からも高い評価をいただいております。64歳以下の接種についても同様に接種希望調査を行い、接種日時を指定するなど、村民の安心に寄

り添った形でのワクチン接種を実施してまいります。

ワクチン接種に限らず川場村に住んでよかったと提供いただける村づくりに向けて、議員各位のご協力をいただきながら、邁進する所存であります。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の制定1件、条例の一部改正7件、指定管理者の指定1件、一般会計補正予算案1件、繰越明許費計算書の報告3件、合わせて13件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。

◎開会・開議

午前9時06分開会・開議

○議長（角田文雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 議席の変更

○議長（角田文雄君） 日程第1、議席の変更を行います。

議長・副議長の選挙及び新たな常任委員会の構成に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席を変更します。

変更した議席は、お手元の議席表のとおりであります。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○事務局長（栞原達也君） それでは、読み上げます。

議席番号1番津久井俊雄議員、2番角田宣治議員、3番小菅秋雄議員、4番飯塚貞次議員、5番丸山敏雄議員、6番細谷市衛議員、7番星野孝之議員、8番黒田まり子議員、9番新木敏郎議員、10番角田文雄議員。以上です。

○議長（角田文雄君） ここで休憩いたします。

午前9時08分休憩

午前9時09分再開

○議長（角田文雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（角田文雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において1番津久井俊雄君、2番角田宣治君を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（角田文雄君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月10日までの7日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（角田文雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

去る5月17日、各常任委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。

まず、総務文教常任委員長に黒田まり子さん、副委員長に飯塚貞次君。

次に、産業振興常任委員長に星野孝之君、副委員長に丸山敏雄君。

議会運営委員長に、細谷市衛君、副委員長に飯塚貞次君に決定いたしました。

去る5月17日利根郡町村議会議長の総会が開催され、役員の改選が行われました。お手元に配付してある総会結果のとおり、会長に昭和村の藤井貞充議長が選任され、副会長に私が選任されました。

また、監事には、片品村の千明道太議長と、みなかみ町の山田庄一議長が選任されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（角田文雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

8番黒田まり子さん。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染対策について伺います。

2019年12月に中国から初めて新型コロナウイルス感染の報告がされて以来、世界中に感染が

拡大し、日本でも昨年4月7日、政府が特別措置法により京都、東京都を含む7都府県に緊急事態宣言を発令しました。それから1年が過ぎ、事態は悪化しているのかもしれませんが。残念なことにまだ終息の兆しが見えない状態で繰り返し緊急事態宣言やまん延防止等重点対策措置が発令されております。なかなか先が見えない新型コロナウイルス感染ですが、このコロナ感染拡大の状況下の川場村の現状と対策について伺います。

1、新型コロナウイルス感染症拡大による本村の現状と対策はどのような状況でしょうか。

2、新型コロナワクチンの接種計画とこれからの展望についてどのようにお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大による本村の現状と対策についてでございますが、まず群馬県内の状況からご説明をいたします。

県内の感染が拡大傾向にあることから、群馬県では5月4日に、警戒度を4に引き上げ、期間を5月21日までといたしました。不要不急の外出や県外移動の自粛、イベント開催の制限や新しい生活様式の実践などが要請されましたが、利根沼田管内でもクラスターが発生するなど、5月7日から13日の1週間の10万人当たりの新規感染者数は1日当たり9.9人と、県内では最大値を計測してしまいました。5月16日から6月13日の期間を緊急事態宣言にも匹敵するまん延防止等重点措置が沼田市をはじめ、10の自治体に適用されました。川場村は、重点措置区域外ではありますが、5月4日から引き続きスポーツ施設等の閉鎖措置により、村民皆様に感染危機から守る対策を取ってまいりました。予定されておりました地区対抗野球大会や、川場まつり、村民体育祭やスカイビュートレイルなど、不特定多数の参集が見込まれる事業についても、昨年同様、中止といたしました。

利根沼田のクラスターの濃厚接触者として、町内からも10名程度の名が挙げられ、2週間の経過観察として保健所の監視の下に置かれていましたが、幸いにして陽性発症には至りませんでした。日頃の村民皆様の感染防止対策により、川場村民の感染報告はありませんが、私たちの生活圏にコロナウイルスが潜んでいることは間違いない事実であります。

感染防止対策として、国の交付金により抗原抗体検査機器を導入し、公務に携わる役場職員、高齢者サービス事業を実施する社会福祉協議会職員、こども園・小中学校教職員の検査を実施し、村民皆様が感染におびえることなく、安心して生活できる環境整備に努めるとともに、利根沼田管内の発症状況を詳細に情報分析し、村内にコロナウイルスが侵入しないよう、万が一村内で発生した場合は、即座に感染拡大を阻止できるよう努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種計画ですが、目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するために、ワクチンの接種を実施いたします。厚生労働大臣より期間について

て、令和3年2月17日から令和4年2月28日までと示され、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業として接種を実施していきます。

まず、今までの接種経過についてご説明をいたします。

利根沼田管内の医療従事者約3,300名のワクチン接種が3月中旬より開始され、高齢者施設と施設に従事する介護従事者等約3,800名のワクチン接種が5月から開始をされております。

本村につきましては、厚生労働省が示しております接種順位で、まず65歳以上の高齢者から行い、続いて、基礎疾患のある方と順次進めていく予定でございます。

65歳以上の高齢者につきましては、予約を取る方式をやめ、全高齢者約1,100名の皆さんに接種日時を割り当てる方法を取らせていただきました。多少日程にご不便をおかけすることとは思いましたが、割り当てをさせていただきました。この5月30日から接種会場を川場村保健センターに決定し、沼田利根医師会や、利根沼田管内の医療機関の看護師・薬剤師の皆様のご協力によりまして、接種を進めているところでございます。

続きまして、今後の展望についてですが、現在64歳以下から16歳までの約1,600名の方にワクチン接種の希望調査を郵送したところであります。この希望調査の内容といたしましては、基礎疾患のある方、ワクチンロス対策、ワクチン接種を希望しない方等について把握し、この結果から基礎疾患のある方を優先して、沼田利根医師会との接種日程の調整及びワクチン接種の日時割り当てを行う予定であります。

全国各地で予約の混乱や予約をできない状況を踏まえ、ワクチンロス対策を行いながら、村民が安心して接種できる体制を整えていく考えであります。

議員皆様方におかれましては、コロナウイルス感染防止対策に対して引き続きご理解とご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、黒田まり子議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。

川場式のワクチンの予約日時を設定した川場独自のワクチン接種というのは大変好評で、周りの町村からの友だちから川場はいいねと言われておりまして、大変この方法がよかったのかと思っております。

1つ伺いたいんですけども、抗原抗体検査キットというのを購入されたようですけども、それはどのような形で、今1回あたりは幾らぐらいかかるんでしょうか。

○議長（角田文雄君） 総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） まず、検査キットの単価でございますが、予算書にもありますが、1セット3,000円でございます。それで、今回300セットを用意させていただいたところでござい

ます。

それから、その使い方につきましては、先ほど村長の答弁の中にもありましたように、まず、公務に携わる役場職員、それから学校教員、こども園の職員、社会福祉協議会の高齢者と接する職員を中心にこのキットを使わせていただきました。今後村内でコロナウイルスに感染したおそれのある、そういう方がありましたら、まずPCRを受ける前にそういったものを活用して拡大防止に努めていきたいと思えます。以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 今のお話によりますと、コロナに感染したかもしれないって心配されている村民にもそれを使えるということで、その広報等はどのように進めていくのでしょうか。

○議長（角田文雄君） 総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） 今のところ広報はしていないんですが、例えば管内にクラスター等が発生して、その濃厚接触者の濃厚接触者と考えられる方等の情報が入ってきますので、そういった方を調べていきたいということで考えております。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 簡易的な検査キットがうまく使えると安心をつくっていただけるものだと思うので、まず積極的に使えたらいいのかなと思えます。

例えば、イギリスなんかは、無料でどんどん配っていて、安心して学校へ行ったりしているということも聞きます。日本の中ではなかなか難しいのかもしれないですけども、せっかくある検査キットなので、有効に利用した形で、村民の安心につなげていただきたいと思えます。

そして、ワクチン接種及びコロナ対策に関して、ご尽力いただいている関係者の皆様に感謝して、1点目の質問は終わりにしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

それでは、2つ目の質問です。男女共同参画の推進について伺いたしたいと思います。

日本の男女共同参画の流れを大ざっぱにいきますと、1986年に、男女雇用機会均等法が施行され、1990年に出生率が1.57になって、この1.57ショックというのありました。これを受けまして、1991年にこの出生率の低下を社会問題として取り上げ、仕事と子育て両立支援に取り組み、1992年に育児休業法が施行され、1994年には、高等学校での家庭科が男女ともに必修になりました。そして、1999年に男女共同参画社会基本法が施行され、2000年に男女共同参画基準計画が閣議決定されました。それから20年がたつわけですが、日本社会の男女共同参画は、国際的な指標で他国と比較してみますと、世界経済フォーラムが発表している政治や経済、教育、健

康4分野から算出されたジェンダーギャップの最新指数というのがありますね。それを見ますと、日本は153か国中、121位ということで、先進国でも最低基準です。共同参画の推進に向け、ジェンダー平等の視点が村政全体に関わる重要な課題だと考えます。川場村におけるジェンダー平等について伺います。

1つ目、村政を進める上で、ジェンダー平等は大変重要な課題だと思いますが、村長の見解をお聞かせください。

そして2つ目ですが、日本人のジェンダー問題に対する認識が大きく立ち遅れているという現状を踏まえた上で、今後の教育に求められる課題をどのように考えているのか、ジェンダー平等教育について教育長の見解をお聞かせください。

3つ目が、群馬県における市町村の男女共同参画基本計画の策定状況は、現在35市町村中15市町村です。第5次群馬県男女共同参画基本計画を見ますと、市町村による男女共同参画行政の推進を支援し、男女共同参画基本計画は策定されていない市町村に策定を働きかけるとあります。本村の男女共同参画基本計画策定について、村長はどのようにお考えでしょうか。この3点についてお伺いします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えをいたします。

黒田議員より3点の質問をいただきましたが、まず、私から村政でのジェンダー平等について、本村の男女共同参画基本計画策定について答弁し、その後、教育長よりジェンダー平等教育について答弁をいたします。

1点目の村政でのジェンダー平等についてですが、令和2年4月1日現在の地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策に関する施策の推進状況調査をもとにご説明いたします。

この調査は、内閣府男女共同参画局及び群馬県が毎年実施しているもので、調査を実施することにより各自治体に男女共同参画を促しているものと理解しております。

調査において、地方自治法202条の3に基づく審議会等における登用状況については、川場村では12の委員会のうち、女性委員のいる委員会数は7で、委員総数144人のうち30名が女性委員でありました。その割合は、20.8%と国の第4次男女共同参画基本計画における目標40%以上とは大きな差異が生じております。しかし、社会教育委員は14名中女性が9名と60%を超える委員会も存在しております。これは地方自治法に基づく審議会委員の選定に当たって、区長や地区役員など、充て職によるものも少なくなく、地区役員の選定段階で女性が登用されやすい地域づくりが必要であると認識をしております。

役場職員の管理職の状況での女性の割合は、課長職が12.5%、課長補佐が20%、係長が7

5%であり、これも国の目標数値を超えているのは、係長のみでありました。今後、国の示す目標数値を意識しながら、女性の登用に努めてまいりたいと存じます。

また、婦人会や農村女性会議、ガーデニング愛好会、上州武尊太鼓連など、女性が活躍する団体も村内には多く、女性の活躍が村政にも大きく影響を及ぼしております。地域づくりには、女性のパワーは欠かすことができません。

ジェンダーに限らず村民一人一人が平等に、安心して生活できる村政を進めることが私の使命と考えております。

3点目の本村の男女共同参画基本計画策定についてであります。まず、男女共同参画社会基本法の第9条で「地方公共団体の責務として、地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としており、また、第14条第3項では「市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない」ともされております。

職場や家庭、地域活動の場では、「男は仕事、女は家庭」といった従来の固定的な性別役割分担意識が残っており、重大な人権侵害である女性に対する暴力などの問題も複雑化しております。

男性の子育てや介護、地域活動への参加、女性の社会進出など、誰もがあらゆる場に参画することができる環境づくりのための施策を講じてまいりたいと考えております。今現在、基本計画策定の予定はありませんが、広報かわばでの特集や、学校の授業などで男女共同参画ジェンダーフリーについて、村民や子供たちが考える場面を創出し、日常生活に男女共同参画社会の理念が組み込まれることが肝要かとも存じます。

国際社会共通の目標であるSDGs 17の目標のうち、目標5として、ジェンダー平等を実現しようとなります。持続可能な社会を実現するために、次代を担う子供たちのために、現代を生きる私たちが、今できることから実現をしていかなければなりません。

議員皆様方におかれましては、男女共同参画社会に対して、引き続きご理解とご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。黒田まり子議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

続けて教育長より答弁をいたします。

○議長（角田文雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） 2点目のご質問のジェンダー平等教育についての教育長の見解はということについてであります。日本国憲法の精神にのっとり、未来を切り開くための教育を確立し、その振興を図るために制定された教育基本法において、男女の平等を重んじることや、男女の別を問わず、その能力に応じた教育を受ける機会が与えられなければならないことが明記されております。こうしたことから、男女平等教育は大変重要な教育の一つであり、また、男女共同参画社会を築いていくために、教育が担う役割は極めて大きいものと考えております。

一方、本村も含め多くの自治体で子供の数が減少しており、少子化傾向は当面歯止めがかかりそうにありません。このことは、これから生まれてくる子供たちは、今よりもさらに少ない人数で次代を担っていかねばならないものということであり、男女の別に関係なく、一人一人がそれぞれの適正や能力に応じた役割を担うことでしか、豊かな未来は築いていけないのではないかと考えております。

こうした点においても男女平等の教育はますます重要性を増してくるのではないかとというふうと考えておるところでございます。

次に、現状と課題をどう捉えているかということでございますが、現在、学校においては、教育活動全般を通して、あらゆる偏見や差別をなくし、人間として誇りを抱くことのできる人格の形成を図り、男女が共に人間として自立していくことを目指し、男女の平等、相互の理解や協力の大切さ、さらには男女が共同して社会参画することの重要性などについて指導しているところであります。

本村の小中学校の現状を見ますと、どちらかといえば、男子よりも女子のほうが活躍が少し目立っているような感じがいたします。

例えば、全日本小学生バンドフェスティバル、いわゆる全国大会の常連となっております川場小学校金管バンドは、メンバーの多くが女子児童であります。

また、川場中学校では、昨年度と今年度、女子の生徒会長が2代続けて誕生いたしまして、この3月の卒業式では、在校生代表による送辞も、卒業生代表の答辞も、共に女子が述べるという場面がありました。内容も態度も実に立派で、大変感動いたしました。

また、この3月の卒業生はちょうど40人ございました。男子19名、女子21名とほぼ半数ずつでありましたが、進路先を見ますと、男子19名が全て利根沼田管内の高校を選択し、進学したのに対し、女性のうち、約半分の11名は、利根沼田以外の高校を選択し、進学しております。いろいろな要素が絡み合っているとは思いますが、昨年度末だけの数字でとやかくちょっと軽々に判断はできませんが、いずれにしても、この数字だけ見ますと女子のほうが自分の適性や能力に合った高校を積極的に県内の広い範囲に求める傾向があると。このことも女子生徒、子供たちが頑張っている、活躍しているという一つの形かなというふうと考えているところでございます。

ただ、課題といたしますと、現実には、男だから、女だからというだけで、社会的なイメージや役割を押しつけられてしまう場面が依然としてあったり、女性の能力や適性に対する偏見や生活習慣の中に残っていたりするものも事実であります。

学校においては、特に、教師が無意識・無自覚に子供たちに行っている日々の対応や指導、あるいは、いまだに残る男子優先の慣習などが知らず知らずのうちに子供たちの思い込みや価値観の形成に大きな影響を及ぼしていることも十分考えられます。

そこで、まずは、教師自身が男女平等を常に意識して、また、男女平等の視点から、様々な事象、行事、授業内容等を見つめ直し、日々の指導に当たるとともに、男女平等の精神に根づいた学校文化

といひましようか、学校全体でそれも当たり前のことだというよな学校文化をしっかりとつくって
いくことが重要であると考えております。

幸い、本村では、校舎一体型の小中一貫校が令和7年4月に新たな学校として誕生いたします。こ
の機会を男女平等の教育を進めるための環境を整える絶好のチャンスと捉え、特にご協力をいただい
て、家庭や地域の方々と連携しながらいろいろと検討していけたらと考えているところでございま
す。以上でございます。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。

では、最初に、村長に再質問をさせていただきたいと思ひます。

日本国憲法にも男女平等はうたわれていて、男女共同参画に関する計画も国も一生懸命やっ
て、ところがそれがなかなか進まない。男女共同参画計画が閣議決定されてから20年たつてもあん
まり現状は変わらないというのはかなり根深いものがあると思ひます。これはいろいろな場面で意
識的に本当に変えていかないと、現状はこのままになってしまうのではないかと思ひます。

群馬県では、総合計画に上げている県民の幸福度向上の実現に向けて多角的に政策を議論し、検討
するために政策決定に関わる審議会などの委員の選任について、若者や外国人、障害者等を積極的に
起用しようと、それから特に女性の参画割合の目標を第5次群馬県の男女共同参画基本計画に45%
と引き上げて明示しました。先ほど村長のお話だと男女共同参画計画の策定の予定はないというこ
とですけども、ぜひそもそも策定に当たってもその策定をつくり上げていく委員をもう男女分け隔て
なく、パーセンテージを考えて、そういう検討する委員会をつくって、男女共同参画計画をつくら
たり、またあらゆる場面でとにかく女性は45%以上になるということを意識的にやらなきゃいけない
と思ひますですけども、いかがでしょうか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

今群馬県がやはり山本知事になってからそういう施策を急に展開してやっておるところであり
ますが、そういう中で、ただ女性が増えればいいということではなくて、やはりしっかりとした形
の中で、いろいろな場面で登用、また参画をしていただくことが一番いいことでありまして、川
場におきましても先ほど教育長が述べましたように、現在女性の活躍が非常に目立ってきてお
るところがございまして、そういう中で、現在、まだその計画を策定する予定はありませんが、今
後、そういうよな計画を策定する場面になりましたらご指摘のとおりできる限り幅広い意見を徴
する中で、女性の方の登用を多く見込んで、またそういった考えを増やしていく場面もでき
ればなということですが、現状はそういうことですが、先ほど述べましたように、役場におき
ましては、課長

補佐、また係長と、だんだん年齢が下がっていくことよっての女性の多くの人間が増えた中での役職も増えておるといことでありますので、これは十分にやはりやっていかなければならないといことでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） なかなか地域の活動も全てそうなんですけれども、本当に地域の活動から見直して、ある部分は女性が頑張っているからすばらしい、それはいいことだ、これでいいやじゃなくて、本当に意識的にいろいろな場面で女性と男性が意見交換ができて、お互いに成長する場をつくらないと、いつまでも今の現状は変わらないんじゃないかと、私は感じています。

世界を見ますと、女性の労働力の率を上昇させながら、出生率も回復してきている国が大変国としても経済成長をしているという現状があります。このことから、男女共同参画に関する施策の推進が少子化対策にも資するものと考えられていまして、男女共同参画と少子化対策は車の両輪ともいわれています。その点からは村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 川場村におきましても、高齢化社会にあつての少子化対策、これは重要な課題でありまして、特に少子化についてはできるだけ川場におきまして子供を産み育てる環境を整えながら、減少する出生率等を引き上げていきたいといところでもあります。そうしたところを考えると、やはり女性の方のしっかりとした考えの下に、いろいろところで活躍する場面も必要になると思っております。特にこども園等、また川場においてやはり安心安全の下に子供を産み育てる環境を整えていかなければならないといことを並行して行つていく必要があると思ひますので、今後ともご指導いただきながら、頑張つてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。

少子化対策と男女共同参画は車の両輪といことを本当に意識しながら村政が進められていったらいいなと願うばかりです。よろしくお願ひします。

続きまして、教育長に再質問をさせていただきます。

先ほど教育長のお話の中でも、教員の意識改革が必要だとい話は、本当にそうだと思うんですね。どうしても私も昭和の人間なので、当たり前と思つていることが実は違ふんだと。

例えば、ジェンダーバイアスがかかっていると、アイコンシヤスバイアスとかもいひますけれども、男の子は青だと、女の子はピンクだと、それを思い込んでいる部分もあつて、それがもうしみ込んでいるので、なかなか変えていけない現場で、それはすごく現状にあるのだと思ひます。

例えば、今小学校、中学校の出席簿ですか、今どういうふうな男性女性と別になっていると思うんですけども、それを変えていくことも一つジェンダーバイアスを変えていく一歩なのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（角田文雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） お答えいたします。

出席簿について、現在、川場村では、小中学校ともに男女別の出席簿を用いておりますが、自治体の中には既に市全体で、あるいは町全体、村全体で男女混合名簿を作成するという先進的な動きを見せているところもあります。先ほどお話をさせていただきましたが、令和7年度に新たな小中一貫校というのが誕生いたしますので、それに向けて名簿についてどうしたらいいのか、それと例えば制服についてもどういうふうに考えていったらいいのかということも含めて、ぜひ保護者や地域の方々の御意見も積極的にいただきながら、取り入れさせていただきながら、川場に合ったものを考えていきたいと思っております。聞くところによりますと、例えば男女混合名簿も、ある部分では外部からの調査だとか、問合わせはやはり男子何人ですか、女子何人ですかというのが非常に多くて、結局二重につくらないといけないところもあるんだそうです。ただ、そういったどうしても男女別で、しかも男子が最初、次が終わったら女子という順番になっていますので、それを生年月日順にするとか、そういったことも先進校等の取組も十分参考にさせていただきながら、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） ありがとうございます。

令和7年の小中一貫校開設に向けて環境整備をしていくということで、そこに期待していきたいと思えます。何度も繰り返して言うんですけども、本当に意識して変えていかないと、この男女共同という言葉だけで実際の社会の中ではそれが進まないという現状が、それを本当に何か心の奥のどこかでちゃんとしっかりつかんでいかないと本来の意味での男女共同の、先ほどすみません。先ほど教育長のお話でもだんだん子供が減っていくと、男も女もなく頑張ってもらわないといけないというところで、お互いがちょうどいい関係を持ちながら、力を発揮するために男女共同参画、男女共同、ジェンダーギャップをなくしていくことにより一層の努力をしていただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田文雄君） 以上で、8番黒田まり子さんの質問は終わりました。

次に、7番星野孝之君。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 皆さん、改めましておはようございます。

7番星野孝之です。通告に従いまして、非常に関連性の高い川場村産業振興策と人口ビジョンについて質問をさせていただきます。

まず初めに、川場村の産業振興策についてです。

私見ですが、行政の産業振興とは、村内にちりばめられている点と点を結んでトータルコーディネートし、やりやすい環境をつくることだと私は思います。

例えば、農業をやりやすい環境をつくること、最たるモデルは本村の水田農業です。行政、田園プラザ、雪ほたか生産者で、売れずに困ることがないという環境をつくり上げてまいりました。

また、これは最近の話なんですけれども、中山間地域等直接支払制度を利用している村内の集落協定の役員会でこのような提案があったそうです。個人分配金を生産者に支給するだけではただのばらまきになってしまう。そうならないように残りの限られた予算で農業をしやすい環境をつくれぬか。

皆さん、田んぼの経験、田植えの経験がある方はご存じだと思うんですけれども、もう、かれこれ30年以上、主に女性の仕事として当たり前のように苗箱を水路で洗ってきたと思います。今現在は、田植えが終わったら、苗箱を水路で洗って、今年から特に沼田の育苗センターまで返却しなければならぬということになっています。この一連の水田農業の作業の中で、たったこれだけの部分ですけれども、ここの部分を事業化できないかということをご提案がありました。1時間1,000枚のものを、苗箱を洗う全自動苗箱洗浄機を購入し、作業員を雇い入れ、生産者は田植え後、そのまま苗箱を洗浄作業所に持ち込むだけで田植えが終了です。作業員が地区内から集まって何千もの苗箱を機械で洗浄し、2トン車に積んで沼田に返却するという計画です。これを国からの交付金で全てを賄い、生産者の負担金をゼロでやっていこうという計画であります。このような小さな支援サービスの積み重ねが産業振興につながるものと考えます。

さて、本村で40年以上前から農業プラス観光を旗印に数々の全国的モデルケースをつくり上げてまいりました。現村長が誕生してから、農業プラス観光に環境を加えて、農業プラス観光プラス環境が産業振興の理念だと認識しております。その村長の任期がちょうど折り返し時期に入ったところ、先日、5月17日には、産業振興常任委員会も新しいメンバーでスタートしました。産業振興常任委員会では、審査だけではなく、調査、研究、そして行政に政策提言できるようコロナ禍ではありますが、行動する委員会を目指したいと委員長として考えております。

そこで、この2年間充実した委員会活動を邁進し、議会が川場号の両輪の片棒を担うために改めて村長の産業振興に対する見解及び戦略、また川場村独自の施策について伺います。よろしくお願いたします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 星野孝之議員の一般質問にお答えいたします。

御質問の川場村の産業振興策についてですが、一昨年、中国武漢市で発生した新型コロナウイルス

は、世界的に猛威を振るい、我が国においても多くの感染者が発生してしまいました。その後、ワクチンが開発され、本村においても5月30日よりワクチンの接種を開始しております。このような状況下において、農業プラス観光プラス環境を基本理念に掲げる本村の産業振興策として、少量多品目である農業分野においては、担い手への農地集約、ブランド化の推進などを検討、実施したいと考えております。

また、それらを実現するための施策といたしましては、農業分野においては、上宿原地区ほ場整備工事をはじめとする農地中間管理機構を活用した担い手への農地集約を積極的に推進します。ブランド化の推進では、現在、村内全域において水田におけるたんぱくの含有率を、衛星を使用し、計測しております。これを数年実施し、情報を公開することにより、米の品質向上につながると考えられます。また、この取組を他の作物にも取り入れられるか検討したいと考えております。

新型コロナウイルスが蔓延する状況下における観光業は、世界レベルで大きな打撃を被りました。川場村においても道の駅田園プラザ川場をはじめ、川場スキー場、宿泊施設などで著しく来場者が減少するなど大きな影響を受けております。

この間、村といたしましても、持続化給付金による支援や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した商品券の販売事業、新規市場開拓支援事業など、国の支援策を積極的に活用しながら、この厳しい状況を乗り越えるための施策を実施してまいりました。

アフターコロナにおける社会生活や経済形態は、コロナウイルス蔓延前と同じ状況に戻ることはないだろうと言われております。しかしながら、アフターコロナにおいては、少なからず観光客の増加が予想されますので、それに対応すべく川場村の観光素材を用意しなければならないと考えております。

川場村のよさは、恵まれた景観や温泉などの自然環境とそこで生まれた農産物、あるいはそれを原料にした食材や加工品などです。

そういった集客力につながる素材を有していることは、川場村の強みであり、その強みをさらに強化していくため、農業と連携するなどの取組が必要となります。

また、リモートワークや宅配サービスの活用など、巣籠もり需要から生じた生活様式に対応するため、SNSを活用するなど、情報発信力の強化も欠かせないものと考えております。

最後に、環境への取組につきましては、川場村では既に森林資源の利活用を前提とした木材コンビナート事業に取り組み、木質バイオマス発電を稼働させているところでございますが、2030年までに二酸化炭素排出量を46%削減する政府目標が発表されるなど、環境分野の中でも特に地球温暖化対策が急務となっております。

現在進めております新拠点整備においても、再生可能エネルギーの活用をテーマの一つとして位置づけ、役場新庁舎の建設では、可能な限り木材の使用と木質バイオマスや太陽光などのエネルギーをより効率よく活用するための施設整備を検討しているところでございます。

木質チップを燃料とするチップボイラーは既にホテル田園プラザ川場及びふじやまビレッジにおいて稼働を開始しております。こういった実績の積み重ねを次なる前進の糧となり、また新たな産業の創出につながるよう環境施策にも取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 村長、ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

大変興味深い数々のキーワードが出てきまして、とても参考になりました。

まず、農業分野において、農地中間管理機構を活用した担い手の農地集積・集約とブランド化の推進のためにこれはスマート農業を取り入れるという考え方だと思います。ぜひスマート農業は率先して、この中山間地に似合うような技術、知識をどんどん取り入れていただきたいなと私は思います。

農地中間管理機構を活用して担い手への農地集約なんですけれども、農地中間管理機構というのは、結構しばらく運用していると思うんですけれども、かなり集約というのは進んでいるのでしょうか、田園整備課長、答弁をお願いいたします。

○議長（角田文雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 今井 忠君発言〕

○田園整備課長（今井 忠君） ご質問の件にお答えいたします。

国のほうでは、農地中間管理機構を活用して、どんどん担い手に農地を集約せよということで、大分時間が経過しているところなんです、本村は、今までに耕地面積に対しまして、活用率といたしますと0.7%にとどまっているような状況でございます。これから農業も高齢化を迎えていきますので、積極的に担い手と呼ばれる方々に集約をしていきたいと考えておりまして、今年度の予定では、さらに今までの実績の倍増を図りたいと考えております。上宿原などを中心として、これを現状では1.4%増加させることができると考えております。計2.1%ぐらいまでには引き上げていきたいということで、今後もこちらの施策を積極的に推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 農地の集約というのはやはり農業経営をするに当たって非常に効率的で、有効性の高いものですので、進めていただきたいと思うんですけれども、単に農地をどんどん集約させて、あらゆる人から農という生活を離していってしまうと、人口の維持にも関わってくると思うんですけれども、農地の集約と農業者を育てるというのは非常にバランスよくやっていかなければならないと私は思います。春になると農水路の掃除なんていうと皆さんは右に倣えで出てきてくれるんです。あれでインフラというのが保たれているんですね、山間部というのは、あるいは出てきたら数人

しかいせんなんていったら、これも大変問題ですので、農地の集約も必要なんですけれども、農業者を育てるというのも農業をしやすい環境を整えるというんですかね、誰かが、そういうバランスを取った農業振興策をぜひ進めていっていただきたいと、私は思います。

次に、村長に再質問なんですけれども、アフターコロナで以前と同じ状況に戻ることはないと思われはるんですけども、川場村ではまた観光客が伸びていくだろうという見解だと思われはるんですけども、そんな中で、これが万が一なんですけれども、田園プラザの入込客数が100万人落ち込んだなんていったら、結構飛んでもないことになってしまうんですね。

そこで今までにない観光素材を用意したり、リモートワークとか、宅配サービスとか、SNSの活用、情報発信力の強化なんていう言葉が先ほど出てきたと思うんですけども、アフターコロナらしい価値観で観光未開拓地の掘り起こしというのも今まで全然手つかずのところというのも必要だと私は思います。

例えば湯原の赤倉溪谷なんかは未開拓地区ですので、あそこも脚光を浴びるのも手かなと私は思います。村長自身、川場村のブランド化というのは今まで田園プラザが180万人だ200万人の人が来ているというゆえに、そのブランド化というものが成り立っていたと思うんですね。それがもし減少したり、今回のようなコロナでとんでもないことが起きたりなんていうと、ちょっと戦略を変えなければならぬという場面も出てくるかと思うんですけども、そのあたりの将来の展望として、村長のお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

田園プラザにおいても、昨年からのコロナによつての観光客の減少によつて、LINE等を使つて、やはりなかなか田園プラザに来られない環境、また来たくてもしょうがないお客様に対してのLINEでの情報発信を試みたということをしておりまして、それにおいての商品の販売も非常に伸びているということをしております。

そういう中で現在、こういうような状況で今、感染者数もどんどん減っている中での緊急事態宣言も6月20日をめぐりに終わるのではないかとこのところでありまして、そういう中でいよいよオリンピックの開催に向けて動き出す、予想されることではあります、昨年も緊急事態宣言が解除された後に、やはりGoToトラベル等々のお客様が9、10、11、非常に田園プラザにはお客様が見えられたということでもあります、また、そういうような状況が起きる予定ではあるかなとは思っております、そういう中で、ワクチンの接種が全国民50%等々に行き渡れば、これは終息を迎える方向になるかなということではあります、そういう中で、ご指摘のとおり、川場においては農業プラス観光の中で、やはり自然環境を守りながらやってきた。やはりこの景観等を先人の皆様が重視をして守ってきたことが最大の宝であり財産であると確信をしております。そういう中で、今ご指摘

をいただきました湯原林業合資会社が所有者となっている赤倉溪谷も、これについても川場の区間については、車を入れない状況にあるわけですが、これが本当の最後の川場に残った本当の自然でありますので、それをまた生かす方法もこれから考えていかなければならないということでもあります。

せんだって、皆様方にご足労をいただきましたが、川場谷においての小水力の発電事業も開始したところではありますが、ああいったものが川場にはやはりまだまだ未開の資源でございますので、これからも増やしていくことによって、川場の環境もPRをできたり、また、事業化によつての収入も得られるということで、模索をするところではありますが、川場牧場も川場村が取得をいたしまして、約あそこが50ヘクタールございますので、これについてもやはり貴重な先人の皆様が守ってきた川場牧場でございますので、これも川場の宝として利活用ができるかなということ考えているところでもありますので、今後そういった自然環境を踏まえた中で川場村の宝を皆さんとともに検討し、これからアフターコロナに伴う川場村の魅力を発信していく覚悟でありますので、引き続きご指導、ご協力をいただけますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。よろしくお祈いします。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） ご答弁ありがとうございます。

村長の深い考えは非常に参考になりまして、大変有意義な質問ができたと思います。川場村独自の産業振興が進むように私どもも尽力していきたいと思つますので、よろしくお祈いいたします。

続いての質問をさせていただきます。

続いての質問は、川場村の人口ビジョンについて質問をさせていただきます。

本村では、古くから東京都世田谷区との交流事業で、交流人口の増加から他の自治体に比べ、人口維持に有利かと思われてきましたが、川場村住民として、村の人口が著しく低下していると感じるが、実際どうなのかお答えいただければと思います。平成28年に作成された川場村人口ビジョンでは「現状のまま何もしなかった場合の平成72年時点での推計では、人口減少に歯止めがかからず、総人口が2,571人になるという結果になりました」と、明記されています。あれから5年経過しています。今はどのようになっているのか、修正は必要なのか、川場村が村という自治体として運営していくに当たり、村長が考える適正な人口は何人だと考えますか。

また、その人口を達成するための川場村独自の戦略、施策等ありましたらお聞かせください。よろしくお祈いいたします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 星野孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

川場村の人口ビジョンについて御質問がございました。

まず、1つ目の川場村の人口減少が顕著に表れている状況の中、目指す適正人口についての考えに

ついてお答えを申し上げます。

現在までの川場村の人口の推移でございますが、5年ごとに実施をされております国勢調査によりますと、昭和30年の5,376人をピークに、それ以降は4,000人前後で減少、増加を推移してまいりました。しかしながら、平成22年には、3,898人と減少し、平成27年には、3,647人、令和2年は、確定値ではありませんが、3,485人と減少傾向にあります。

平成28年3月に村が作成いたしました川場村人口ビジョンでは、40年後の2060年の目標人口数を3,100人と設定をしております。

これは、我が国全体の人口減少傾向や高齢化率の増加など現実的な要因を加味しながらも、第一次産業の担い手確保や若者の定住促進、移住支援などの対策を講じ、一定の効果を上げることを前提とした上で、緩やかに減少しながらも、現状の規模を維持するという目標数値でございます。

村といたしましては、この目標人口の数値が目指すべき基準となるものと考えております。

そこで、2つ目のご質問で、その目標を達成するための戦略と川場村独自の施策についてお尋ねがありました。

先ほど申し上げました令和2年の国勢調査の3,485人という数字は、人口ビジョンで想定する令和2年の人口と比較すると60人ほど少ない数値になります。このことから、現在取り組んでいる施策のほかにも新たな取組の模索を続けていく必要があると考えております。

既に取り組んでいる直接的な若者定住政策でありますニュータウンかわばの宅地分譲では、宅地用に販売した11区画が全て完売し、現在建設中の最後の住宅を含めると、43名が新たに定住したことになります。特に若者定住を推奨したことで僅かではありますが、高齢化率の抑止にもつながる事業となりました。

間接的に定住人口増加を期待するものとして、就業の機会を増やす意味で、ニチネンなどの企業誘致や田園プラザ事業など観光振興も引き続き推進してまいりたいと考えております。

定住人口の増加につながる移住政策につきましては、移住を希望される方が実際川場村で生活を始めてから、川場村に愛着を持ち、末永く幸せな生活を送れるよう、個々の生活様式や移住目的、就業希望などを伺いながら、受入れ可能な範囲で案内し、マッチングできるような取組が必要と考えております。

再生可能な空き家の発掘や小中一貫校実現後の空き校舎の利活用など、移住体験やリモートワークに対応した施設整備などを行い、今後ますます増えることが予想される要望に応えられるよう受入れ機能強化に取り組んでまいります。

また、居住人口の限界を補い、将来的な移住にもつなげるものとして、関係人口を増やし、活性化を推進する取組も重要であります。

中でも、今年40周年を迎えた世田谷区との縁組や交流の中で、たくさんの、そして多様な区民・村民が行き交い、川場村の活性化につながりました。また、その縁で川場村に移住した家族もありま

す。

現在整備を進めている新拠点では、大学や企業との連携拠点、サテライトオフィス、あるいは起業支援の機能を持つ施設を整え、村民も交えて関係人口を増やしていくことを目的の一つとしております。

川場村が、村として存続する人口規模を維持し、村民が幸せに生活できる村として将来につなげていくためには、産業や経済、福祉など直接的、間接的に広く関わりを持って取り組む必要があります。

議員各位におかれましては、川場村の未来創生のため、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、星野議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 村長、ありがとうございました。

先ほどの答弁の中で、令和2年度の人口の件なんですけれども、予想よりも60名ほど少ないと、いうご答弁がありましたけれども、これ結構危機的な数字であって、これが毎年どんどん続くとなれば、あっという間に将来的に2,000人を割り込むんじゃないかなんてちょっと、これ本気で人口の問題について取り組まなければならないかなと、改めて今お話を聞いて思った次第です。

現在の政策で、ニュータウンかわばの中に43人の新しい人口が生まれたというご答弁をいただきましたけれども、これ最初は本当に売れるのかなと大分心配したんですけれども、あっという間にできてしまえば、結構入ってくる結構需要があると思うんですね。この第二のニュータウンかわばみたいな計画を考えているのかどうかという質問と企業誘致についてなんですけれども、やはり企業誘致で雇用を生むといのも非常に重要で、先ほどニチネンさんとか、あとは小水力の話がありましたけれども、今後とも進めていく考えで、なおかつ企業誘致、何でもいいから企業を入れればいいという考えはないと思うんですけれども、何か村長なりの基準があるとしたらお聞かせいただきたいかなと。

そして、企業誘致といえば、もうコンビニのない村として久しいんですけれども、そろそろコンビニも欲しいかなんて思っておりますので、そのあたりを含めて村長の見解をお聞かせください。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） まず、川場村ニュータウンでございますが、当初投資をした費用を換算して、区画をしたところでの販売価格等がやはり川場にとっては高かったということで、村でいろいろな助成、補助制度を用いて、それによつての価格の低下等によりあの区画が全部販売できたところとありますので、そういった部分を踏まえて、あそこであれだけの家が建ち、特に40代以下の若い夫婦、またそこに伴う子供等も増えたということとありますので、今後、現在川場においても役場等の新規予定構想の建設等で非常に経費がかかってくるという状況とありますので、そういったところを勘案しながら、今後ともそういう状況であれば、また新たな場所も必要であるかなというところ

ろであります、その辺も土地等のこともございますので、検討していかなければならないということでもあります。

そういった中で、60人のその予定よりも減少したということでもあります、やはり高齢化が進む中で、お年寄りの方が亡くなられたりということでもあります、そういう中で、やはり少ないですけども、川場も空き家等が徐々に増えてまいりました。そういったところを活用する中で、そこに入ってもらえるようなことを考えていければということでもあります。

地域おこし協力隊もこの3月で3年の任期を終えた[REDACTED]さんも湯原の新しい空き家において生活を始めたということでもあります。今年度末また2名が3年の任期を終えるということでもあります、その方においても引き続き川場に住めるようお願いをすることでありますが、そういう中で企業も何でも良いというわけにはまいりません。ニチネンさんも非常に多くの人を雇い入れて、事業を展開しているところではありますが、なかなか人が集まらないということでありまして、村外、また外国人等のやはり人員が増えているということをお聞きをしております。

そういったことを考えると、やはり川場村は農業プラス観光というところでもありますので、それを堅持をしながら、そういった職業、また事業をやはり見直して、人数は少しになるとは思いますが、そういった企業等に、また目を向けて、力を入れて雇用を増やしていければなということでもありますので、引き続き、ご理解をいただきながら、また皆様方の貴重なご意見を聞きながら進めていきたいということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。（「コンビニは」の声あり）

コンビニの関係でございますが、萩室においてヤマザキさんがやっていた経緯がありまして、その跡地について、今いろいろやっているところではありますが、なかなか進まない状況であります。そういう中で、前橋のほうの食料屋さんが川場のほうにコンビニ等を計画したいということで、先般、村のほうに農振区域でありますので、農地の利用についていろいろ調査に来たところではありますが、そこについては前にもお話がございましたが、所有者の方の理解が得られなくて、実現をしなかったところではありますが、再度同じ場所において、コンビニのほうをまた推進をしていきたいというような話を伺っておりますので、ご指摘のとおりコンビニのない村ということで2年を経過しているところでもありますので、村民がやはり買物をするに当たって、特に高齢者の方の買物難民ということで、不都合を聞いておりますので、できるだけ早くまた再開をしていただくか、新しい場所において、コンビニを建設していただくということで、村としても、積極的に推進をしていきたいという考えであります、今現在、すぐにどうこうということにはまだ至っていないのが現状でございます。以上です。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） ありがとうございます。

村長の言ったとおり、移住政策というのが非常に重要で、確かに地域おこし協力隊が川場湯原の10年間空き家だったところに住みついて、電気がともったときは、本当に感動物でした。川場村でも10年以上前に空き家バンクという制度をちょっと運用しようと思ってやったことがあると思うんですけども、その頃はあまり成果がなかったんですね。でも時代が変わっていますので、時間がかかりましたので、ぜひ受入れ機能を強化するというご答弁をいただきましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そして、川場村って、商品売るPRですか、観光客を呼ぶPRというのはどんどんやっているんですけども、シティプロモーションという考えというのがあまりなくて、川場村に住むというPRというのがほとんどされてこなかった。これは今後の人口問題と向き合った場合に、川場村に住むというPRがどんどん内外に向けてやっていくべきだと思います。そして、行政として住むというアクションをどこにでも施策を打って行って、村外の人間が川場村に住むというアクションを起こさせるまで全部施策を打っていけたら一応ベストかなんて私は感じておりますけれども、そのシティプロモーションの考え方について、村長の見解をお願いいたします。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ご指摘のとおり、川場も空き家バンク等々を早くから開設したところがありますが、なかなか空き家はあるんですが、活用ができなかったという状況であります。あれから大分年月が経ったところでもありますので、各地区においても少しは増えてきているという状況であると思いますが、そういう中で、そういったものをもう少し掘り起こして、やはり川場は交通の便がよ過ぎて、なかなか住むというところに至らなかったんだと思います。県内35市町村においても、上野村、また南牧村等においては、非常に移住者が多いと、今の傾向でいきますと、やはり奥まった交通事情の不便なところに余計人が集まる状況があるわけではありますが、そういう中で川場ならではのやはり定住、移住をまた考えていく必要があると思いますので、引き続きご理解、ご指導をいただきたいと思います。

○議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） ご答弁ありがとうございます。

何はともあれ、本当に現村民が川場村に対する誇りがあって、それに合わせて産業振興も展開し、何より多様性を受け入れるという姿勢、これが人口問題では重要なファクターになるかと私は考えておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。以上で質問を終わります。

○議長（角田文雄君） 以上で、7番星野孝之君の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。10時40分まで。

午前10時27分休憩

午前10時40分再開

○議長（角田文雄君） 会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第43号 川場村議会議員及び川場村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第6、議案第43号 川場村議会議員及び川場村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第43号 川場村議会委員及び川場村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、提案説明を申し上げます。

このたび提案申し上げます川場村議会議員及び川場村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されたことに伴い、川場村におきましても村議会議員及び村長の選挙における立候補に係る環境の改善のため当該選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用の公費負担に関する事項を定めるため、提案するものであります。

具体的には、選挙運動用自動車の使用は、一般運送契約としてハイヤー等を契約した場合は、1日の限度額が6万4,500円、一般運送契約以外で自動車を借り入れた場合、1日の限度額1万5,800円、燃料代の1日の限度額7,560円、運転手の雇用、1日の限度額1万2,500円となり、一般運送契約か一般運送契約以外のどちらか選択となります。

選挙運動費用のビラについては、村議会議員選挙では作成限度枚数1,600枚、村長選挙では、作成限度枚数5,000枚、限度額は、いずれも1枚当たり7円51銭となります。

選挙運動用ポスターの限度額については、1枚当たりの作成単価525円6銭に、ポスター掲示数を乗じて得た金額に31万500円を加え、その額をポスター掲示上数で除した金額となります。

これらは、次回の選挙から適用されます。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第43号 川場村議会議員及び川場村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第44号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第7、議案第44号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第44号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

条例第6条及び第10条の改正につきましては、本文中に引用する「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたことによる改正であります。

また、令和2年12月に内閣府で作成された地方公共団体における押印見直しマニュアルにより、第4条及び第8条において押印を求めないものとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第44号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第45号 川場村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第8、議案第45号 川場村手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第45号 川場村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年5月12日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が改正されたことに伴い、川場村手数料徴収条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、現在マイナンバーカードの再交付手数料については、川場村手数料徴収条例の規定により徴収を行っているところでありますが、9月1日以降は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により徴収することから、川場村手数料徴収条例の規定から削除するものです。

今回の一部改正について御理解をいただきますとともに、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号 川場村手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第46号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第9、議案第46号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第46号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関連する改正であります。関連する川場村国民健康保険税条例の一部改正するものであります。

主な改正点であります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合において、国民健康保険税の減免を行うものであり、今回の改正は減免の対象となる期間を令和4年3月31日まで延長するものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第47号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第10、議案第47号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第47号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

我が国の地域経済は、人口減少が本格化する中において、東京圏とその他の地域において所得格差が拡大するなど厳しい状況となっております。また新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中小企業者等の投資計画の見直しを余儀なくされる現状を踏まえ、当該法律が改正されたことを受け、川場村の関連条例の一部を改正するものであります。

今回の一部改正について、ご理解をいただきますとともに、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第47号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第48号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第11、議案第48号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第48号 川場村介護保険条例の一部

を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和3年2月3日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布されたこと及び関連する字句修正に伴い、川場村介護保険条例の一部を改正するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第48号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第49号 川場村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第12、議案第49号 川場村水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第49号 川場村水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第228条に基づき、更新手数料を徴収するものであります。

具体的には、給水装置工事は村の指定を受けた指定給水装置工事事業者が施工しますが、一度指定を受ければ廃業しない限りその指定は有効となっております。

このたび、水道法の一部改正により、5年ごとに更新を受ける義務が生じました。その更新時に、更新手数料を徴収することから、提案するものです。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第49号 川場村水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第52号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第13、議案第52号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第52号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の「指定感染症」として位置づけられていたところ、特措法等改正法により、感染症法第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけられることとなり、これに併せて「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」が廃止されました。

これに伴い、引用する法令の整備が必要となったことから、一部改正するものです。

よろしく御審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第50号 川場村農家住宅施設の指定管理者の指定について

○議長（角田文雄君） 日程第14、議案第50号 川場村農家住宅施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番星野孝之君の退場を求めます。

〔7番 星野孝之君退場〕

○議長（角田文雄君） 議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第50号 川場村農家住宅施設の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

この指定は「川場村公の施設に関する指定管理者の指定の手続等に関する条例」第5条に基づき、公募によらずに候補者の選定を行うものであります。

今回は、本年5月14日に開催された川場村指定管理者選定委員会において、合同会社ユビトが選定されました。

合同会社ユビトは、川場湯原地区の若手住民5名で構成されており、川場湯原の実情によく精通しておるとともに、地域の活性化にも熱意を持っており、適任と思われれます。

なお、指定期間につきましては、令和3年7月1日から令和6年3月31日までの2年と9か月といたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第50号 川場村農家住宅施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで7番星野孝之議員の入場を許します。

〔7番 星野孝之君入場〕

◎日程第15 議案第51号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（角田文雄君） 日程第15、議案第51号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第51号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,484万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,982万5,000円とするものであります。

歳入は、地方交付税3,208万1,000円、分担金及び負担金18万6,000円、国庫支出金6,332万円をそれぞれ追加し、県支出金を73万8,000円減額いたしました。

次に、歳出の主なものについて説明をいたします。

第2款総務費は、6,536万円を追加計上いたしました。新型コロナウイルス感染症感染症対応地方創生臨時交付金を活用した書面規制、押印、対面規制見直し支援業務、抗体検査キット購入費、インターネット仮想ブラウザ導入経費、地域活性化事業補助金などであります。

第3款民生費は、84万7,000円を追加計上いたしました。低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金関連であります。

第4款衛生費は、655万9,000円を追加計上いたしました。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業関連であります。

第6款農林水産業費は、306万9,000円を追加計上しました。林業費として、林道測量設計積算委託料等であります。

第7款商工費は、887万9,000円を追加計上しました。川場村体育館消火栓配管切り回し工事費等であります。

第8款土木費は、80万5,000円を減額計上いたしました。公共下水道事業費の財源を変更し、除雪機購入費を追加しました。

第10款教育費は1,068万5,000円を追加計上いたしました。コロナ関連備品購入費、資料館外壁塗装工事費等でありました。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしく御審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（角田文雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、令和3年度川場村一般会計補正予算（第2号）の細部説明をいたします。

令和3年度川場村の一般会計補正予算（第2号）では、歳入歳出それぞれ9,484万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,982万5,000円とするものです。

5ページをご覧ください。

5ページでは、歳入歳出予算事項別明細書となっております。

歳入でございます。補正前の額36億2,497万6,000円、補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は9,484万9,000円で、歳入合計を37億1,982万5,000円とするものです。

続いて6ページをご覧ください。

歳出になります。補正前の額36億2,497万6,000円、補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は9,484万9,000円で、歳出合計は37億1,982万5,000円となります。

補正予算額の財源内訳といたしまして、国県支出金6,258万2,000円、その他18万6,000円、一般財源3,208万1,000円です。

7ページをご覧ください。

歳入の詳細になります。

10款1項1目地方交付税3,208万1,000円追加。

12款1項1目民生費負担金、広域入所保育料18万6,000円、1名分になります。

14款1項1目民生費国庫負担金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金180万円になります。内訳といたしまして、事務費30万円、給付金150万円でございます。2目衛生費国庫負担金新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金191万4,000円。

14款2項1目総務費国庫補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,960万6,000円、4月の専決処分を補正予算第1号で、2,400万円を計上しておりますので、令和3年度分は8,360万6,000円となります。

続いて8ページでございます。

15款1項1目民生費県負担金行旅病人及び行旅死亡人負担金18万円、これは1名分でございます。

15款2項4目農林水産業費県補助金中山間地域等直接支払交付金7,000円の追加、対象面積が増えたことによります。ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金92万5,000円の更正減です。事業内容の変更によるもので、森林整備事業が274万円の更正減、対しまして竹林整備事業が174万6,000円の追加及び竹林管理事業が7万1,000円の追加となっております。

続いて9ページをご覧ください。

歳出の詳細になります。

各項で、給料手当の補正がありますが、人事異動、階層の変動によるもので、詳細は給与費明細をご覧ください。給与費等の説明はここでは省略させていただきます。

したがいまして、10ページをご覧ください。

10ページ、12委託料171万6,000円、説明の中で、例規管理システム構築委託料184万8,000円、更正減、例規執務システムデータ作成業務委託料92万4,000円追加、続いて13の使用料及び賃借料の中で、政策法務支援システム使用料が26万4,000円更正減、その下で例規執務サポートシステム使用料が118万8,000円追加となっておりますが、これは令和3年度より例規システムの会社を変更したことによる支出科目の変更で、総額に変更はございません。

12委託料の中で書面規制、押印、対面規制の見直し支援業務委託料264万円の追加がありますが、これは内閣府の進める規制改革の一つで、書面主義、押印原則、対面主義の見直し、そしてまたデジタル時代に対応できるよう例規を見直すものでございます。これにつきましては、コロナ交付金を充当させていただいております。続いて、18負担金補助及び交付金内外情勢調査会会費19万8,000円の追加、一般社団法人自治通信社の関連団体でございまして、企業経営者及び各界の指導者等の講演会がこの場で実施されております。3目財産管理費、その他委託料の中で、公共施設等総合管理計画更新支援業務委託料260万7,000円、これは公共施設等の機能集約、長寿命化、そして利活用の促進の取組を総合的に進める上で、将来の負担軽減を図るためのものでございます。これは国より見直しが求められているもので、この計画がない場合は起債等ができなくなるペナルティーがあるとも言われております。続いて、黒岩地区所有権移転登記委託料110万円、これは黒岩地区の所有林の所有権移転の費用になります。

続いて11ページ、11役務費ふるさと納税広告代104万5,000円、これはふるさとチョイスでの特別枠の広告代となっております。12目新拠点構想推進費、その他委託料で将来工事設計業

務委託料2,024万円、これは第1工区の地産地消キッチンのごとでございまして、確認申請上、地産地消キッチンという言葉を用いることができないために、ここであえて将来工事設計業務ということで名称を使わせていただいております。続いて12目生活支援対策事業費10需用費の中の抗体検査キット購入費99万円、300セット分でございます。続いて委託料でインターネット仮想ブラウザ導入作業費290万円、併せて17備品購入費の中のインターネット仮想ブラウザ機器購入費2,100万円、これにつきましては、現在役場で個人に与えられているパソコンが、インターネット環境がございません。ですので、外部とのメールは各課に配置されております数台のパソコンを複数人で現在使用している状況で、複数人で使い回すことはコロナの感染のリスクを高めるということがまず1点ございます。そして、今後デジタル化を推進する中で、一人一人のパソコンにインターネット環境を整備することが必要となりまして、それを仮想ブラウザを活用することにより情報漏洩ですとか、ネットウイルスの侵入を防ぐ等のものがございます。これにつきましてもコロナの交付金を充当させていただいております。続いて18負担金補助及び交付金でございます。地域活性化事業補助金1,320万円、内訳といたしまして商工会活性化補助金が1,000万円、新規市場開拓事業補助金が320万円、この新規市場開拓事業につきましては、公募により事業者を決定していく予定となっております。

続いて15ページをご覧ください。

15ページになります。3款2項1目児童措置費19扶助費低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金150万円、これは5万円を30世帯に交付する予定でございます。2目保育所費18負担金補助及び交付金子供のための教育保育の給付費負担金204万5,000円、これは広域入所の負担金でございまして、川場村に住所があり、他地域の保育所に通園している方の負担金となりまして、東京都内の保育所へ1人、沼田市内の保育所へ2人、合わせて3人分の広域入所でございます。15ページ一番下の災害救助費30万円でございますが、これは住所不定の方が川場村内で行き倒れた場合の費用となっております。

続いて16ページになります。

3目環境衛生費11役務費土壌検査手数料16万5,000円、これは現在川場村でコンポスターのモニタリング調査を行っているところで、そのコンポスター内の土壌検査をするものがございます。10検体を予定しております。その下であります18負担金補助及び交付金生ごみ処理容器購入補助金37万9,000円、これは内訳といたしまして、生ごみ処理器を購入した場合は3万円を上限に5基分、それからコンポスターを購入した場合の補助金として5,100円を上限に45基分となっております。

続いて17ページになります。

12節委託料清掃委託料59万9,000円、これはコロナワクチン接種を保健センターで行っておりまして、今村民の方に土足で出入りしていただいている状況になっておりますので、接種が終わ

りましたら保健センターの清掃を確実に実施していきたいということでございます。その下の17備品購入費で会場設営と備品購入費184万2,000円、これは主に停電用のバッテリーの購入費でございます。停電用バッテリーが144万2,000円となっております。ワクチンの冷蔵庫が停電等により、電気が行かない場合は大変なことになってしまうということから、停電用のバッテリーを購入するものでございます。

続いて、18ページの一番上、廃棄物減量等推進審議会委員報酬15万2,000円、これは当初予算で1回分の報酬は取ってあるんですが、今年度は特に生ごみの減量に力を入れていくということから審議会開催2回分を予定しております。4,000円掛ける19名掛ける2回ということになっております。

そして6款1項3目農業振興費12委託料農家住宅施設管理委託料22万5,000円、これは指定管理料となっております。9か月分です。そして8目土地改良総合整備事業補償補填及び賠償金、電柱移転補償料29万3,000円、これは上宿原地区の土地改良に伴う電柱移転料1本分でございます。

続いて19ページ、2目林業振興費竹林管理団体補助金7万1,000円、これは立岩地区に交付する予定でございます。3目治山林道費10需用費の中の治山修繕費61万2,000円、これは門前・天神地区ののり面が崩壊したことから、その修繕費でございます。また、その下の委託料で林道太郎線改良事業測量、設計、積算業務委託料180万4,000円でございます。

続いて20ページをご覧ください。

20ページ中ほどに、14節工事請負費川場村体育館屋内消火栓配管切り回し工事605万円、これは漏水箇所があるということなんですが、その漏水箇所が体育館の床下かどこか不明のために、消火栓の配管を切り回すものでございます。17備品購入費ターゲットボードゴルフ常設コースホールセットの購入が30万円、ニシキゴイ購入費が50万円、これは田園プラザの池に放流するもので、広報かわばでも紹介されておりましたが、株式会社戸部組より寄附金100万円をいただいております。そのうちの半分をここに充当させていただいております。

21ページ一番下に、公共下水道事業費797万5,000円、財源変更がございます。当初予算で一般財源を見込んでおりましたが、コロナ交付金を充当することから、財源の変更をいたしました。

続いて23ページ中ほどになります。2款使用料及び賃借料遠隔学習Wi-Fiルーター賃借料35台を9か月3,100円の単価で借り上げる予定となっております。またその下の備品購入費でございますが、教室会議室用紫外線除菌機購入費25台を2万円の単価で購入し、小中学校等に配付する予定です。同じく超音波加湿器を購入し、これも25台を購入し、小中学校、文化会館等で活用する予定となっております。その下の国際交流事業費でございますが、財源変更といたしまして、当初予算でスターバリー国際交流に替わるものとして、イングリッシュキャンプを計画しておりますが、その費用を一般財源からコロナ交付金に充当替えするものでございます。

続いて24ページをご覧ください。

24ページの小学校費10需用費で校舎等修繕費が40万6,000円となっております。これは小学校の食堂にあります放送設備の不具合から修繕を行うものでございます。続いて工事請負費で介助用外部手すり取付工事が43万5,000円、小学校の児童に手すりを必要とする児童がおるため、工事をするものでございます。また、備品購入費といたしまして45万4,000円、これはプールサイド用のマットでございます。

10款3項1目学校管理費の保健室用滅菌器購入費が44万7,000円でございます。

25ページに行きまして、3目資料館費資料館外壁木部塗装工事360万円、資料館の外壁が大分古く傷んできておりますので、ここで塗装をしたいということから、計上させていただきました。続けて5目埋蔵文化財調査費の中の手数料で48号古墳刈払い手数料77万9,000円、これは生品地区のベルジ武尊前の古墳でございまして、雑木等が生い茂ってしまったために、ここで刈払いを行うということでございます。

10款6項1目保健体育総務費の中で利根沼田定住自立圏スポーツ施設利用負担金10万円でございますが、これは沼田のスポーツジムを川場村民が使用した場合に川場からの負担ということでございます。利用回数に応じて支出されます。2目給食センター費17備品購入費で白衣滅菌器・白衣乾燥機購入費35万8,000円、これは給食センターで働く方の白衣を滅菌、乾燥するもので、コロナ対策でございます。また、同じく保温食缶購入費158万7,000円、これも現在食堂で児童に給食が出されていないという現状もございまして、その給食食材の持ち運び用の食缶をコロナ対策交付金を充当して購入していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出ともに一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

6番細谷議員。

〔6番 細谷市衛君発言〕

○6番（細谷市衛君） それでは、1点教えていただきたいと思っております。

20ページ、歳出の17節備品購入費の先ほどご説明を受けたんですが、ニシキゴイの購入費、動物の購入で50万円取っておりますが、これは何でニシキゴイに充てるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えいたします。

先ほど総務課長が述べましたように、今回かわば広報等に載せていただきましたが、戸部組さんが、毎年あそこにニシキゴイを入れたり、またご寄附を頂いて、車椅子を買ったり、あとジェットヒーター等を買っているわけでありますが、いつもコイは直接放していただいて、寄附は別ということだったんですが、いろいろなことから、そっくりお金を村のほうにいただいて、毎年そのコイを放しているわけなんです、それはまた田園プラザの池のほうに放してくれということで頂いたお金でありますので、そういったところで受入れが100万円でありまして、そのうちの50万円がコイの放流ということで田園プラザのほうにコイを買って放させていただいて、観光事業の拡大につなげたいということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（角田文雄君） 6番細谷市衛君。

〔6番 細谷市衛君発言〕

○6番（細谷市衛君） そうしますと、100万円ほどの寄附をいただいた中でターゲットバードゴルフのセットの購入とニシキゴイの購入に充てるということですかね。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ターゲットバードゴルフ場のものについては別でございます、100万円を頂いて、そのうちの50万円が寄附ということでありますので、50万円は残っております。以上です。（「はい、分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第51号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 報告第1号 令和2年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（角田文雄君） 日程第16、報告第1号 令和2年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております報告第1号 令和2年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

令和2年度から繰越明許費として令和3年度に繰り越した川場村拠点構想地質調査事業850万円、役場庁舎新築工事に伴う実施設計事業9,771万3,000円、社会保障・税番号制度システム整備事業128万2,000円、村道谷地生品線道路改良事業2億8,899万9,000円、谷地橋修繕事業2,159万9,000円、橋梁点検事業770万円、以上、6件、総額4億2,579万3,000円について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものであります。以上です。

○議長（角田文雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号令和2年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書についての件の報告を終了いたします。

◎日程第17 報告第2号 令和2年度川場村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（角田文雄君） 日程第17、報告第2号 令和2年度川場村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております報告第2号 令和2年度川場村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

令和2年度から繰越明許費として令和3年度に繰り越した川場村簡易水道事業公営企業法適用化に係る固定資産台帳作成業務1,045万円について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものであります。

○議長（角田文雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第2号令和2年度川場村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

◎日程第18 報告第3号 令和2年度川場村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（角田文雄君） 日程第18、報告第3号 令和2年度川場村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております報告第3号 令和2年度川場村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、説明を申し上げます。

令和2年度から繰越明許費として令和3年度に繰り越した川場村特定環境保全公共下水道事業公営企業法適用化に係る固定資産台帳作成業務1,043万9,000円について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものであります。

○議長（角田文雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第3号 令和2年度川場村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

◎散 会

○議長（角田文雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

また、6月10日は、議事の都合により、開議時刻を繰り下げ、午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時40分散会